

7. 道路特定財源の見直し

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」

(平成十八年法律第四十七号) (抄)

(道路整備特別会計等の見直し)

第二十条 (略)

2 (略)

3 特定の税の収入額(これに相当する額を含む。以下この項において同じ。)の全部又は一部を道路に関する費用の財源に充てる制度(以下この項において「特定財源制度」という。)については、国の財政状況の悪化をもたらさないよう十分に配慮しつつ、特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう、次の基本方針により、見直しを行うものとする。

一 道路の整備は、これに対する需要を踏まえ、その必要性を見極めつつ、計画的に進めるものとする。この場合において、道路の整備に係る歳出については、一層の重点化及び効率化を図るものとする。

二 特定財源制度に係る税については、厳しい財政状況にかんがみ、及び環境への影響に配慮し、平成十七年十二月における税率の水準を維持するものとする。

三 特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、平成十九年度以降の歳出及び歳入の在り方に関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成するものとする。

4 (略)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」

(平成十八年七月七日閣議決定) (抄)

第3章 財政健全化への取組

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

(特別会計改革の推進等)

- ・道路特定財源について、同法(※)に基づき、一般財源化を図ることを前提に、早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめる。

(※同法：行革推進法)